

「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する
当面の取扱い(その1)(案)」に関するコメント

2011年3月1日
(社)日本経済団体連合会
経済基盤本部

本改正案は、連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合の個別財務諸表における会計処理について明確化したものであり、財務諸表作成者の実務に資するものと考えられる。よって、本公開草案を支持する。

以上